４公立香第１９５号
令和４年１０月３１日

各所属所長　殿
各市町教委公立学校共済組合事務主管課長　殿

公立学校共済組合香川支部
支部長　工　代　祐　司

年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律の
施行に伴う国民年金第３号被保険者関係届の事務取扱等について

年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律による地方公務員等共済組合法の改正により、共済組合制度の短期給付が適用される組合員（以下「短期組合員」という。）の被扶養配偶者である国民年金第３号被保険者（２０歳以上６０歳未満。以下、同じ。）に係る届出等について、次のとおりとしますので、貴所属組合員にご周知いただきますようお願いします。

記

短期組合員は、長期給付制度においては第１号厚生年金被保険者であることから、短期組合員の国民年金第３号被保険者に係る届出（以下「国民年金第３号届」という。）の経由は、当該短期組合員を使用する事業主（以下「事業主」という。）を経由することとされていますが、被扶養配偶者該当・非該当の確認については、共済組合における確認が必要となっています。

それにより短期組合員が国民年金第３号届を提出する際、提出先が不明瞭となっているため、次のとおりとします。

１　国民年金第３号届の提出先について

（１）被扶養者認定申告書を提出するとき

短期組合員が配偶者を被扶養者とするために被扶養者認定申告書を提出するとき、併せて国民年金第３号届を共済組合に提出してください。

（２）被扶養者取消申告書を提出するとき

短期組合員が被扶養者配偶者の認定を取消するために被扶養者取消申告書を提出するとき、併せて国民年金第３号届を共済組合に提出してください。

ただし、取消事由が「就職」で配偶者が被用者保険（協会けんぽ等）に加入する場合は、国民年金第３号届は省略できます。

２　記入方法について

（１）「提出者情報欄」は空欄で提出してください。

（２）「A. 配偶者欄」は組合員について記入してください。

（３）「B. 第３号被保険者欄」は組合員の配偶者について記入してください。「⑪配偶者の加入制度欄」

は31.厚生年金保険・健康保険を〇で囲んでください。
（4）「医療保険者記入欄」は空欄で提出してください。

3　被扶養配偶者該当・非該当の確認及び届出の経由について

上記１（１）で提出のあった国民年金第３号届は「医療保険者記入欄」に共済組合が確認及び記入をし、事業主（事業所（※注））へ送付します。

上記１（２）で提出のあった国民年金第３号届は「非該当者欄」の記載内容を確認し、事業主（事業所（※注））へ送付します。

年金事務所等への送付は、事業主（事業所（※注））が行います。

4　施行日前から臨時的任用職員で施行日後も臨時的任用職員の国民年金第３号届について

施行日（令和４年１０月１日）以降、短期組合員に変わった時点で、組合員の加入制度が第１号厚生年金に変更になるため、その被扶養配偶者については、再度、国民年金第３号届を提出する必要があります。

なお、該当する組合員については、別途、提出の依頼を行いますので、ご協力をお願いします。

5　その他

（1）短期組合員が一般組合員になった場合

一般組合員の加入制度が第１号厚生年金から第３号厚生年金（共済組合の長期給付対象）に変更になるため、その被扶養配偶者については、再度、国民年金第３号届を提出する必要があります。被扶養者認定申告書の提出と同時に提出をお願いします。

なお、一般組合員の国民年金第３号届の手続きは変更ありません。

（2）厚生年金保険の標準報酬決定又は改定に係る通知を受けたとき

共済組合の短期給付に係る標準報酬は厚生年金保険の標準報酬と同額とする必要があるため、事業主（事業所（※注））が、日本年金機構から厚生年金保険の標準報酬決定又は改定に係る通知を受けたときは、事業主（事業所（※注））は、当該通知書の写しを共済組合へ提出してください。

※（注）事業所について

県立学校は各県立学校が事業所となります。

県教育委員会事務局・県立保健医療大学は総務事務集中課が事業所となります。

小・中学校は各教育事務所が事業所となります。

市町教育委員会は各市町教育委員会が事業所となります。

（担当）
公立学校共済組合香川支部
短期給付担当　奥村
TEL　087－832－3792